

### 建設リサイクル法は、どのような工事が対象工事なの？

特定建設資材を使用するか、特定建設資材廃棄物が発生する工事で、次のような規模の工事が対象となります。

- (1) 当該建築物の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- (2) 当該建築物の床面積の合計が500㎡以上の建築物の新築又は増築工事
- (3) 当該工事に係る請負代金が1億円以上の建築物の新築、増築、解体以外の工事
- (4) 当該工事に係る請負代金が500万円以上の建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事

### 建設リサイクル法によって分別解体や再資源化が義務づけられる建設資材(特定建設資材)はどのようなもの？

建設資材のうち、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目が特定建設資材として政令で定められています。対象建設工事で使用するこれらの特定建設資材と、発生する特定建設資材廃棄物(特定建設資材が廃棄物になったもの)について、分別解体等と再資源化等が義務づけられます。

### 土木工事に伴い撤去した樹木も特定建設資材廃棄物に該当しますか？

伐採や抜根した樹木や草は建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物にはなりません。